

規 約

第一章 総 則

第一条 この会は、「社会福祉法人南風荘を応援する会」
(通称 南風荘後援会)と称する。

第二条 この会は、「社会福祉法人南風荘」の行なう事業を後援するとともに、
利用者の人間的・社会的自立や生活環境の質的向上を図ることを目的と
する。

第二章 会員の構成

第三条 この会の会員は、次のように構成する
正会員 利用者・家族等・法人役職員
(原則入会 強制はしない)

賛助会員 会の主旨に賛同する個人・団体・法人
第四条 この会の会員は、会の定める会費を払うこととする。
正会員・賛助会員 年会費1口 1000円
但し、口数は制限しない

第三章 組 織

第五条 この会は、本部と各事業所に支部を設ける

第四章 事 業

第六条 この会は事業を行なうものとする。
1．社会福祉法人南風荘の事業の後援
2．研修事業
3．地域交流事業
4．その他この会の目的に必要なこと

第五章 役 員

第七条 この会は、次の役員をおくものとする。
(理事) この会の理事は、日中活動各支部から5名を選出する。
(理事の任期) 理事の任期は、2年とする。再任は妨げない。
(役員) この会は、下記の役員を置き、各支部から選出された理事の
互選とする。
顧 問 社会福祉法人南風荘理事長
会 長 1名
副 会 長 3名(1名は社会福祉法人常務理事)

会 計 2 名
事務局長 1 名
事務局員 若干名
監 事 2 名

(役員の任務)

会 長 会長は、会を代表し会務を行なう。
副 会 長 副会長は、会長を補佐し会務を行なう。
会 計 会計は、会に関する金銭の出納及び管理を行なう。
事 務 局 事務局は、会に関する事務を行なう。
監 事 監事は、会務及び会計の監査を行なう。

第六章 会 議

第八条 総会は、年 1 回会長が招集し開催する。

第九条 臨時総会・理事会・役員会は、必要に応じ会長が招集する。

第七章 会 計

第十条 この会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他をもってあて、この会の事業を実施するために使用する。

第十一条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日とする。

第八章 事務局

第十二条 この会の事務局は、「社会法人南風荘」に置く。

第九章 慶弔規定

第十三条 慶弔規定の対象は、正会員のみとする。

結婚 5,000 円

死亡 5,000 円

その他必要に応じて役員会で決める。

附 則 この規約は、平成 2 1 年 9 月 1 2 日から施行する。

この規約は、平成 2 3 年 5 月 1 4 日から施行する。